中小企業事業主向け

業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

賃金改善（事業場内で最も低い時間給（800円未満）を40円以上引き上げ）

業務改善（パソコンの増設や、機器の導入など）

平成26年度から、企業規模30人以下の小規模事業者については、要した経費の4分の3を助成できることになりました。（上限100万円。なお、企業規模31人以上は、2分の1）

応援します！がんばる中小企業。

厚生労働省　最低賃金引上げに向けた中小企業業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給（800円未満）を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入・研修等）に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1（小規模事業者（※）は、4分の3）

※企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福島県最低賃金総合相談支援センター

〒960-8252　福島市御山字三本松19-3（福島県社会保険労務士会内）

TEL.024-526-2270

http://fukushima-sr.jp/advm/minimum-wage.php

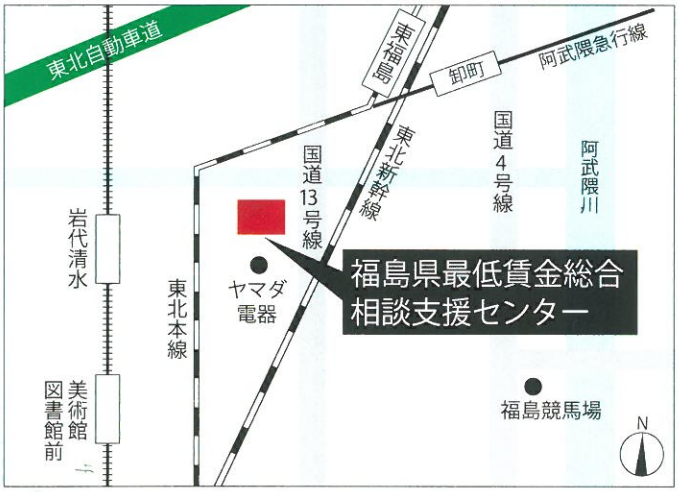

お問い合わせ・申請先

福島労働局労働基準部賃金室

〒960-8021　福島市霞町1－46 福島合同庁舎5F

TEL.024-536-4604

厚生労働省

●厚生労働省ホームページアドレス
http://www.mhlw.go.jp/

●最低賃金に関する特設サイト
http://www.saiteichingin.info/

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（H26.5）